

# 平成29年度岩手県農業会議事業計画

## 事業方針

昨年4月に改正された「農業委員会等に関する法律」が施行され、「農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地の利用集積・集約化、遊休農地の解消・発生防止、新規参入の促進）」が農業委員会の必須業務となるとともに、農地利用最適化推進委員の設置など農業委員会は新たな体制に移行することとされた。本年度は2年目にあたり、新制度のもと着実な成果が求められている。

岩手県農業委員会ネットワーク機構業務の具体的な内容は、「岩手県農業委員会ネットワーク業務事業計画」の通りとする。

また、諸外国との様々な通商交渉が行われ、グローバル化が一層進むと見込まれることから、農業・農村の課題を幅広くくみあげ、農地等の利用の最適化の推進等により、農業の競争力が強化され、農業者が将来に夢と希望を持って農業に取り組むことができるよう、農業・農村施策の充実を国、県に求めていく。

6年が経過した東日本大震災・津波や、昨年8月に本県を襲った台風10号等大雨災害からの一日も早い復旧・復興に向け、対策の継続を求めていく。

さらには、農業委員会においても、地域農業の持続的発展に向け、市町村等への意見提出に積極的に取り組んでいけるよう助言・協力する。

## 重点取組事項

- 農業委員会の新体制への円滑な移行を支援するとともに、農業委員、農地利用最適化推進委員が連携した、農地等の利用の最適化の推進などの活動を支援する。
- 「農地中間管理事業による農用地の集積・集約化の推進に関する連携協定」に基づき、制度の周知や利用の働きかけ、経営者組織等と意見交換会の開催を通じ、農地中間管理事業による担い手への農地の利用集積・集約化を推進する。
- 遊休農地解消のための取り組みの確実な実施、農地情報公開システムの有効活用への支援などを強力に推進する。
- 就農相談活動や農業法人等への就農希望者のマッチングなどの新規就農を促進する。
- 認定農業者組織連絡協議会や農業法人協会などの経営者組織の自主的な活動への支援など、担い手確保・育成対策を充実する。
- 農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善に向けて、国、県等関係行政機関等に対し、意見を提出する。

## 1 会務の円滑な推進

### (1) 総会の開催

総会は、定期に6月及び3月の2回開催する。

### (2) 理事会、監査会の開催

理事会は、原則として年3回開催する。

監査会は、原則として年2回開催する。また、監事は、必要に応じて当会業務等の状況を監査する。

### (3) 農業会議業務の「見える化」と効率的・効果的推進

農業委員・農地利用最適化推進委員・農業委員会事務局職員の研修の成果や新規就農者、担い手に対する研修内容などを、農業会議通信やホームページ等広報媒体を活用して情報発信するなど、更なる活動の「見える化」を図るとともに、農業委員会や農業者の期待に応えられるよう職員の資質を更に高め、効率かつ効果的に業務を推進する。

## 2 関係行政機関に対する意見の提出

### (1) 農業・農村施策の充実

農地等の利用の最適化の推進がよりよく果たせるよう、農業委員会等と連携し農業・農村の問題を幅広くくみ上げた施策の充実にかかる具体的な意見を、岩手県農業委員会大会で要請として決議し、県及び県議会等に対して提出する。

また、農業委員会等の意見を集約し、本県選出国會議員等に対し要請を行うとともに政策懇談会を開催する。

### (2) 東日本大震災・津波及び台風10号大雨等災害からの復旧復興

被災した農業者が、1日も早く、意欲を持って営農に取り組めるよう、地域の実情に応じた新しい営農システムの構築や農地利用最適化の推進への支援など、被災者に寄り沿ったきめ細かな復旧復興対策の継続を求めていく。

## 3 県農業再生協議会業務の推進

県農業再生協議会構成機関として、耕作放棄地再生利用緊急対策事業、水田経営所得安定対策・収入減少影響緩和対策積立金管理業務、岩手県経営所得安定対策推進事業などの業務を実施する。